

北中城村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

概要版

令和 7 年 3 月

北中城村

1. 地球温暖化について

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年（令和 3 年）8 月には、IPCC 第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

2. 計画の基本的事項

（1）計画策定の目的

北中城村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「北中城村事務事業編」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、北中城村が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

（2）対象とする事務事業の範囲

北中城村事務事業編の対象範囲は、北中城村の全ての事務・事業とします。

（3）対象とする温室効果ガス

北中城村事務事業編が対象とする温室効果ガスは二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素とします。ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄については、活動量の把握が困難であることから対象としないこととします。

（4）計画期間

令和 7 年度（2025 年度）から令和 12 年度（2030 年度）の 5 年間を計画期間とします。また、計画の基準年度は平成 27 年度（2015 年度）とします。

3. 温室効果ガスの排出状況

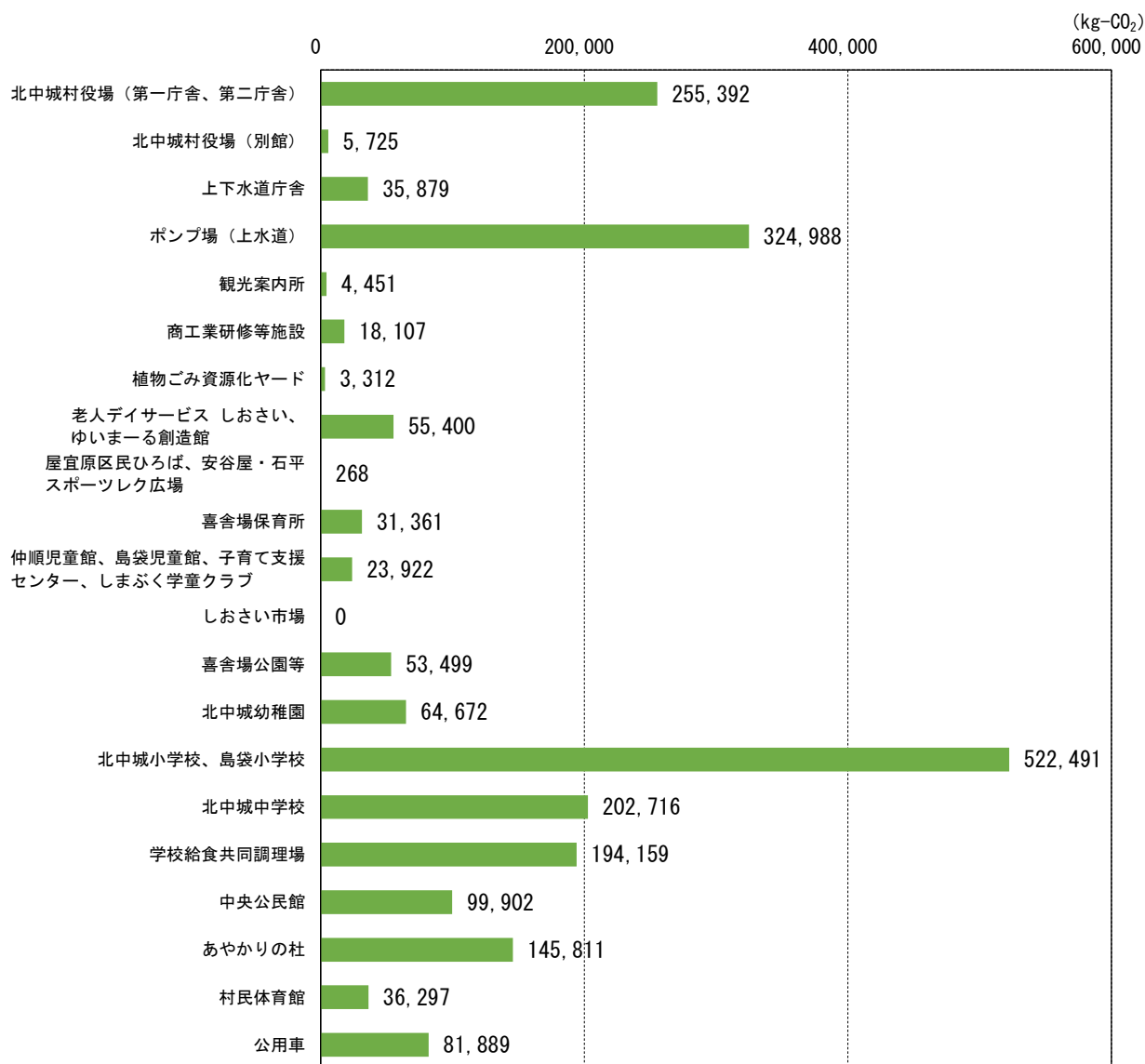
(1) 温室効果ガス総排出量

北中城村における温室効果ガスの排出の実態を把握するために、令和3年度(2021年度)の1年間を対象に、計画対象施設及び対象組織からの温室効果ガスの排出量を調査しました。

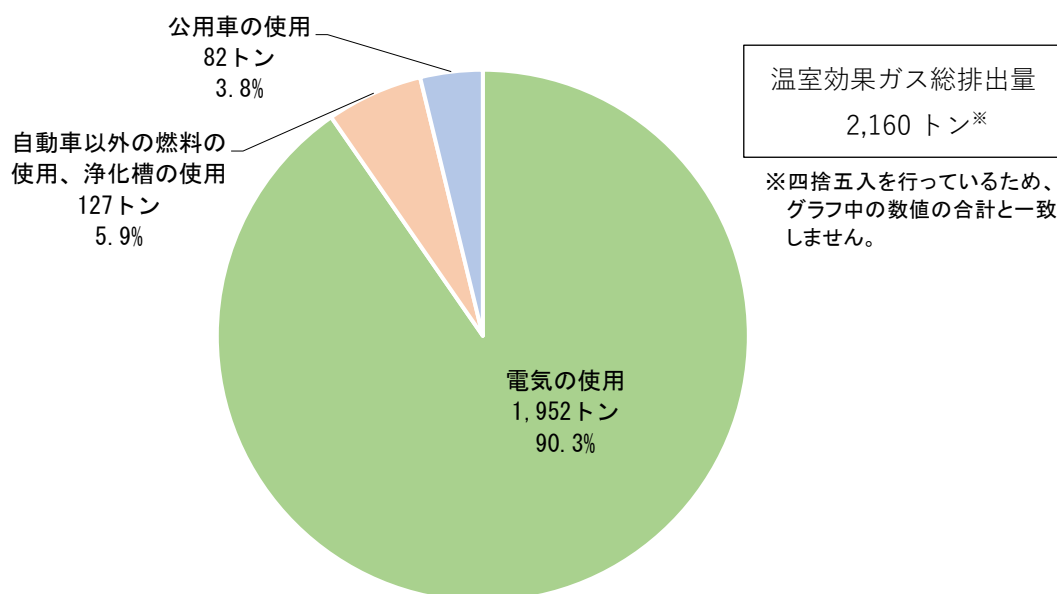
調査結果では、北中城村の事務・事業における温室効果ガスの排出量は2,160トン(二酸化炭素換算)(以下、単に「トン」と表記する。)となっています。

施設別の排出状況は、北中城小学校及び島袋小学校の522トンが最も大きく、全体の約24%を占めています。次いで上下水道課の水道施設に係るポンプ場が325トン(約15%)、村役場庁舎(第一庁舎及び第二庁舎)が255トン(約12%)となっています。

活動量別の排出状況は、電気の使用が1,952トン(約90%)、燃料の使用(自動車以外)等が127トン(約6%)、公用車の使用が82トン(約4%)となっています。



北中城村における施設別の温室効果ガス総排出量(CO₂換算)(令和3年度)



北中城村における活動量別の温室効果ガス総排出量（CO₂換算）（令和3年度）

（2）温室効果ガスの排出削減に向けた課題

北中城村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を施設別に示します。

①公共施設・学校

公共施設・学校からの CO₂ 排出量は、前回の調査と今回の調査では対象施設が異なることから単純に比較できませんが、共通する施設の排出量の比較では、横ばい、または、減少しており、全体についても同様の傾向にあるものと想定されます。なお、CO₂ 排出量の減少については、令和3年1月の役場新庁舎の供用開始や令和2年以降の国内における新型コロナウイルスの流行の影響等もあると考えられます。

公共施設及び学校の事務・事業に係る温室効果ガスの削減については、利用者数の増減にかかわらず、電気や燃料の利用に伴う CO₂ 排出量を削減する取組が必要です。ただし、その際には安全面が損なわれることや利便性が低下すること等について、慎重に配慮する必要があります。

②公用車

公用車からの CO₂ 排出量は、前回の調査では一部の車両のみが対象となっていたことから単純に比較できませんが、特定の課を対象に比較すると、おおむね減少していることが想定されます。

公用車に係る温室効果ガスの削減については、公用車の更新に当たっては、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）へ代替することで CO₂ 排出量を減少させることができます。また、利用者へのエコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げるような仕事の進め方（リモート会議の活用等）の工夫なども有効です。

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

国の地球温暖化対策計画や沖縄県の地球温暖化対策実行計画等を踏まえて、北中城村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

北中城村における温室効果ガスの削減目標は、目標年度（令和 12 年度（2030 年度））に、基準年度（2015 年度）比で 26%削減することを目標とします。

この削減目標は、「第 2 次沖縄県地球温暖化対策実行計画（改定版）」（令和 5 年 3 月）（以下、「沖縄県第 2 次実行計画」という。）に準じて設定した目標となっています。

沖縄県は、地理的・地形的・電力需要規模の制約から火力発電所に頼らざるを得ない電源構成となっていること、吸収源としての管理森林も限られているなど、他都道府県とは異なる特殊事情を有しています。このような状況を踏まえ、本村の目標としては、沖縄県第 2 次実行計画の意欲的目標である「2013 年度（平成 25 年度）比 26%削減」に準じ、基準年度は異なるものの、同目標値を設定するものとししました。

なお、国の地球温暖化対策計画では、2050 年（令和 32 年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050 年ネット・ゼロの実現を目指すものとしており、この目標に整合的な目標として、2030 年度（令和 12 年度）に 2013 年度から 46%削減することを目指すとしています。

温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 (2015 年度)	令和 3 年度 (2021 年度) 実績	目標年度 (令和 12 年度 (2030 年度))
温室効果ガスの 排出量	(2,410 t-CO ₂ ^{※1})	2,160 t-CO ₂ ^{※2}	1,783 t-CO ₂
削減率	—	(約 10% ^{※1})	26%

※1 基準年度の温室効果ガスの排出量は、平成 28 年度当時の排出量と異なる推定値を示しています。これは、当時の調査が対象施設等を主要施設に限定し、全施設を対象としていなかったことによります。

なお、推定にあたっては 2015 年度比の 2021 年度における削減率を電気、燃料等の使用が 10%削減、公用車による燃料の使用を 20%削減と見込み、推定しています。

※2 令和 3 年度の温室効果ガス排出量は、コロナ禍の影響を受け例年よりも少なくなっていることが想定されます。

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

北中城村における温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施を図るため、北中城村役場各庁舎及び管理施設における設備の選択及び使用方法、職員等への周知等に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めるものとします。

- ① 体制の整備、重要性についての周知徹底
- ② 設備、温室効果ガス排出量、運転等の状況の適切な把握
- ③ 情報収集、整理
- ④ 設備の選択及び使用方法の将来的見通し、計画の構築
- ⑤ ④の実施状況及びその効果の把握
- ⑥ 効果的な取組の継続的实施
- ⑦ 住民の自主的取組の促進

(2) 具体的な取組内容

北中城村としては、政府実行計画に示される「太陽光発電の導入」、「電動車の導入」、「LED 照明の導入」を主要な取組として位置づけます。また、以下に示す取組を積極的に推進することにより、温室効果ガスの削減を推進していくものとします。

意識啓発に係る取組のイメージ

項目	手法	概要
職員研修の実施	集合研修の実施（オンライン研修を含む）	職員研修の実施は、職員の役職や年間の業務の流れなどを踏まえ、適切な時期に実施することが重要である。例えば、新職員を集めた一般研修などは、速やかに実施することが効果的である。なお、環境省が運営する環境調査研修所では、地方公共団体の担当職員等の能力の開発、資質の向上を図るため各種の環境保全に関する研修を実施しており、職員研修に活用することが考えられる。
	e-ラーニングを活用した自主学習の推進	e-ラーニングを導入し、各職員が業務の空いた時間を使って、自主的に学習できるような環境を実現する。
	内部監査員の養成	職員研修と併せて内部監査員養成のプログラムを実施することで、より効率的に職員の意識を高めることが可能である。
	体験型研修等の実施	通常の集合座学型の研修とは異なる手法の研修（例えば、庁内におけるごみ分別のルールを実演しながら実施する方式や、実際の職場の状況を想定したロールプレイング形式で実施する方式など）を実施することにより、職員の意識向上を図る上で効果的と考えられる。
職員への普及啓発の実施	庁内 LAN を活用した情報提供	職員意識啓発に係る定期的なお知らせ等、職員全体で共有することが効果的であると考えられる場合、庁内 LAN による情報共有を推進する。
	計画書、概要版の配布	計画書等を職員に配布することで、確実に情報を伝達する。全職員へ配布する場合は、計画書の内容をコンパクトに取りまとめた概要版を作成することも有効である。
	職員だよりの発行	全職員を対象に定期的に発行している刊行物（職員だよりのなど）がある場合は、そこで取り上げることも有効である。また、意識啓発の呼びかけだけでなく、具体的な措置事例等も、この刊行物を利用して紹介することが可能である。
	館内放送の活用	館内放送を用いて随時研修等への参加を促すことが可能である。
	ポスターの活用	ポスターを作成して、職員の目にとまる場所に提示することは、日常的な環境配慮の取組を推進する上で有効である。

資料：「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」（令和 6 年 4 月、環境省）を編集

熱利用設備の選択、使用方法における取組の例

設備の選択	使用方法
①効率的な熱回収に資する設備 ・蓄熱式またはヒートパイプ式等による高効率熱交換器の導入 ・顕熱回収装置等の熱回収設備の導入 ②熱伝達率の向上等に資する設備 ・炉内攪拌装置、噴流加熱装置、高効率ラジアントチューブバーナー等熱伝達率の向上に資する装置の導入 ・高効率熱交換器の導入 ・バーナーや燃焼排ガス等を用いて直接加熱を行う設備の導入 ③加熱設備の断熱性向上等の熱損失の防止に資する設備 ・断熱材の厚さの増加、熱伝導率の低い断熱材の利用、断熱の二重化等による熱利用設備の断熱性の向上 ・開口部の縮小または密閉、二重扉の取付け、内部からの空気流等の遮断等による放散及び空気の流出入による熱の損失の防止 ・蒸気ドレン等の熱回収装置の導入 ・高性能スチームトラップ、高性能ドレンサイホン、クローズド式ドレン回収システム等の蒸気ロス軽減設備の導入 ・省エネルギー型乾燥装置の導入 ・カウンターカートキルンの導入 ・蓄熱式冷温水供給装置等の蓄熱装置の導入 ・高性能蓄熱材料による熱搬送、利用システムの導入 ・真空蒸気方式低温加熱システムの導入 ④ヒートポンプ式熱源装置 ・チリングユニット（またはチラー）、ターボ冷凍機等の高効率な熱源装置の導入 ・高効率ヒートポンプの導入 ・ノンフロン、低GWP（地球温暖化係数）型の冷媒を使用したヒートポンプ式熱源装置の導入 ・熱回収型ヒートポンプ、地中熱利用等の熱を有効利用する熱源装置の導入 ⑤その他の熱利用設備 ・蒸気再圧縮加熱装置の導入 ・熱回収型密閉式溶剤回収装置の導入 ・冷凍機内蔵冷却塔の導入 ・高性能触媒利用装置の導入 ・高性能膜分離装置、特殊廃液濃縮処理システム等の高効率廃液・廃ガス処理設備の導入 ・高効率脱臭装置の導入 ・超臨界流体利用装置の導入 ・バイオ技術利用装置の導入 ・排出係数が小さい燃料等を使用した設備の導入	①効率的な熱回収に資する設備 ・排ガス温度の低下、廃熱回収率の向上 ②熱伝達率の向上等に資する設備 ・炉内伝熱シミュレーションによる最適化 ③加熱設備の断熱性向上等の熱損失の防止に資する設備 ・不要時の蒸気供給バルブの閉止等による蒸気の有効利用 ④その他の熱利用設備の使用方法 ・ボイラー給水の水質の適切な管理 ・複数の加熱設備を使用する場合の設備全体としての熱効率の向上 ・設備の定期的な保守及び点検

空気調和設備・換気設備の選択、使用方法における取組の例

設備の選択	使用方法
①空調熱源設備、システム ・高効率チリングユニット、ターボ冷凍機等の高効率なヒートポンプ空調システムの導入 ・熱回収型ヒートポンプ方式熱源装置、排熱等利用型吸収冷温水機等の各種熱有効利用空調システムの導入 ・低GWP冷媒を利用した熱源装置の導入 ・高効率蓄熱設備を使った蓄熱式空調システムの導入 ・放射を利用した空気調和設備の導入 ・変風量、変流量システムの導入 ・デシカント空気調和システムの導入 ・大温度差、変流量制御熱搬送システムの導入 ・空気調和用搬送エネルギー効率化システムの導入 ・外気を利用した空気調和システムの導入 ・水加湿による調湿方式の導入 ・二流体加湿器の導入 ・全熱交換器の導入 ・置換換気空調システムの導入 ②空気調和、熱源設備の制御装置その他の設備 ・空気調和設備の最適起動停止制御の導入 ・クリーンルーム局所クリーン化技術の導入 ・ブースターポンプシステム、水-水熱交換器等の空気調和用搬送動力低減設備の導入 ・ペリメータレス空気調和方式の導入 ・エアコンディショナー室外機への水噴霧装置の導入 ・熱源台数制御システムの導入 ・空調デマンド制御の導入 ・タスク・アンビエント制御の導入 ・排出係数が小さい燃料等を使用した設備の導入 ③換気設備 ・可変風量換気装置、局所排出システム等の高効率換気設備の導入 ・濃度測定、温度センサー等による換気制御システムの導入 ・余剰排気の最適利用システムの導入	①空調熱源設備、システム ・予冷予熱時の取入停止、ナイトパーシ制御等の外気導入の適正な運用の実施 ・冷温水送水設定温度及び出口温度、冷却水設定温度の適正化 ・圧力の適正化等による水、空気搬送ロス低減 ・熱源台数制御システムの運転発停順位の適正化 ・冷温水ポンプの冷温水流量の適正化 ・蓄熱システムの運転スケジュールの適正化 ・密閉式冷却塔熱交換器のスケール除去 ・冷却塔充てん材の清掃 ・熱源機のブロー量の適正化 ・冷却水の水質の適正な管理 ・熱源機の停止時間の電源遮断 ・複数の空調設備で構成されている場合等の総合的なエネルギー消費効率の向上 ②空気調和、熱源設備の制御装置その他の設備 ・空調設定温度、湿度の適正化 ・運転時のドアの開け放しの防止 ・空調機設備、熱源機の起動時刻の適正化 ・空調ゾーニングの細分化等による使用されていない区画、部屋の空調停止 ・冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止 ・除湿、再熱制御システムの再加熱運転の停止 ・温湿度センサー、コイル、フィルター等の清掃 ・機器等からの冷媒等の漏えい防止のための点検、整備 ・自動制御装置の定期的な保守及び点検 ・排出係数が小さい燃料等への転換 ③換気設備 ・換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化 ・換気設備の定期的な保守及び点検

給湯設備及び冷凍冷蔵設備の選択、使用方法における取組の例

設備の選択	使用方法
①給湯設備 ・ノンフロン、低GWP型の冷媒を使用した高効率ヒートポンプ給湯機の導入 ・潜熱回収型給湯器その他の高効率給湯設備、システムの導入 ・スケジュール給湯制御システムの導入 ・節水型水栓の導入 ・配管部等の断熱強化 ・循環給湯方式から個別給湯方式への変更 ・排出係数が小さい燃料等を使用した設備の導入 ②冷凍冷蔵設備 ・ノンフロン、低GWP型の冷媒を使用した省エネルギー型自動販売機の導入 ・高効率冷蔵庫・冷凍庫の導入 ・冷凍機内蔵型ショーケースの導入 ・高効率コンデensingユニットの導入 ・高効率冷凍冷蔵ユニットの導入 ・ノンフロン、低GWP型の冷媒を使用した冷凍機の導入 ・ショーケースの保温装置の導入 ・空調、冷蔵、冷凍用熱源一体型システムの導入 ・高効率制御冷蔵庫の導入	①給湯設備 ・熱源設備における熱源台数制御システムの運転発停順位の適正化 ・熱源設備における冷却水設定温度の適正化 ・給排水ポンプの流量、圧力の適正化 ・複数の熱源機、ポンプで構成されている場合等の総合的なエネルギー消費効率の向上 ・給湯温度、循環水量の適正化 ・冬季以外の給湯供給期間の短縮 ・温湿度センサー、コイル、フィルター等の清掃 ・設備の定期的な保守及び点検 ・排出係数が小さい燃料等への転換 ②冷凍冷蔵設備 ・配管等からの冷媒等の漏えい防止のための点検、整備 ・業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止 ・利用の少ない時間帯における自動販売機の消灯

電気使用設備の選択、使用方法における取組の例

設備の選択	使用方法
①受変電、配電設備 ・高効率変圧器の導入 ・負荷電圧安定化供給装置の導入 ・変圧器の台数制御システムの導入 ・変圧器設備容量の適正化 ・400 ボルト級配線設備の導入 ・自然由来ガス絶縁媒体を使用したガス絶縁開閉装置、高電圧ガス遮断器等の導入 ・高効率無停電電源装置の導入 ・電力貯蔵用電池設備の導入 ②力率改善のための設備 ・進相コンデンサ、自動力率改善装置等の力率改善のための設備の導入 ③高効率モータ等 ・高効率誘導モータ、永久磁石同期モータ等を用いたエネルギー消費効率の高い電動機、電動力応用設備の導入 ・熱回収式ねじ容積形圧縮機等の高効率圧縮機の導入 ④回転数制御装置 ・インバーター制御装置、機械式無段変速装置等の回転数制御装置の導入 ⑤計測管理装置 ・自動計測装置の導入 ・デマンドコントロール装置等の自動制御装置の導入 ⑥電気加熱設備 ・高性能アーク炉、高性能抵抗炉等のエネルギー消費効率の高い電気加熱設備の導入 ⑦その他の電気使用設備 ・高性能電気分解炉、メッキ炉の導入 ・アルミドロス有価物回収システムの導入 ・高性能油圧ユニットの導入 ・高効率射出成形機の導入 ・ベルト駆動機器への省エネルギー型ベルトの導入	①受変電、配電設備 ・変圧が不要な時期、時間帯における変圧器の停止 ・受変電設備の配置の適正化、配電方式の変更による配電線路の短縮、配電電圧の適正化等による配電損失の低減 ・三相電源に単相負荷を接続させる場合の電圧の不均衡の防止 ・電気使用設備の稼働調整を通じた電気使用の平準化による最大電流の低減 ・受変電設備、配電設備の電圧、電流等の適正な管理 ②力率改善のための設備 ・コンデンサのこまめな投入及び遮断 ③高効率モータ等 ・電動力応用設備の電動機の空転の防止及び不要時の停止 ④回転数制御装置 ・流体機械の使用端圧力及び吐出量の見直し、負荷に応じた運転台数及び回転数の適正化による電動機の負荷の低減 ・複数の電動機を使用する際の電動機全体の効率の向上 ⑤電気加熱設備 ・電気加熱設備における被加熱物の装填方法の改善、無負荷稼働による電気の損失の低減 ・断熱及び廃熱回収利用の適正化による熱効率の向上 ⑥その他の電気使用設備の使用方法 ・電気使用設備の電圧、電流等の適切な管理による電気の損失の低減 ・設備の定期的な保守及び点検

照明設備、昇降機設備の選択、使用方法における取組の例

設備の選択	使用方法
①照明設備 ・ L E D 照明器具の導入 ・ 窓際照明の回路分離の導入 ・ 自然採光を活用した設備の導入 ・ 自動点滅装置、照明制御システム等の制御装置の導入 ・ タスク・アンビエント照明の導入 ②昇降機 ・ エレベーターへの群管理運転システムの導入 ・ エレベーターへの回生電力システム等の高効率装置の導入 ・ エスカレーターへの自動運転装置等の導入 ③事務用機器等 ・ 省エネルギー型電子計算機、磁気ディスク装置、複写機その他の事務用機器等の導入	①照明設備 ・ 照度を比較的必要としない場所等の照明の間引き点灯 ・ 照明を利用していない場所及び時間帯におけるこまめな消灯 ②昇降機 ・ 台数制御の実施 ・ 利用の少ない時間帯における昇降機の一部停止 ③事務用機器 ・ 使用しない時間帯における事務用機器等の電源の遮断 ・ 低電力モードの設定 ④その他の措置 ・ 設備の定期的な保守及び点検

建築物設備の選択における取組の例

設備の選択
① 高断熱ガラス、高性能断熱素材等の断熱強化設備の導入 ② 選択透過フィルム、ブラインド、熱線反射ガラス等による日射遮蔽 ③ 屋上緑化、壁面緑化の導入 ④ 空調ゾーニングの細分化及び建物、空調エリアの気密化

エネルギー管理システム等設備の選択、使用方法における取組の例

設備の選択	使用方法
① ビルエネルギー管理システム（B E M S）の導入 ② 主要設備、設備群等の統合的な省エネルギー制御の実施 ③ ネットワーク対応型設備の導入	① 機器や設備の保守状況、劣化状況等の把握 ② シミュレーション技術による開発の導入 ③ 業務、事業の効率改善に向けたデジタル化の推進

公用車等の選択における取組の例

設備の選択
①電動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車）や天然ガス車等の次世代自動車や低燃費車等の温室効果ガスの排出のより少ない自動車の導入 ②電動車の充電設備、充放電設備の導入

再生可能エネルギー等設備の選択、使用方法における取組の例

設備の選択	使用方法
①再生可能エネルギーの活用 ・太陽光発電システム、太陽熱利用システムの導入 ・バイオマス発電システムの導入 ・温度差エネルギー利用システムの導入 ②その他の再生可能エネルギー等活用設備 ・①に掲げるもののほか、再生可能エネルギー、未利用エネルギーを活用した設備の導入	・外部から調達した再生可能エネルギーを活用した電力、熱の利用

上水道設備の選択、使用方法における取組の例

設備の選択	使用方法
①取水、導水工程における設備 ・ポンプ設備における台数制御システム、可動羽根制御システム、インバーター等を利用した回転速度制御システム等の導入による運転制御方式の改善、羽根車改造等によるポンプ容量の適正化、高効率ポンプ、エネルギー消費効率の高いモータの導入 ②送水、配水工程における設備 ・送水、配水施設における台数制御システム、可動羽根制御システム、インバーター等を利用した回転速度制御システム等の導入によるポンプ運転制御方式の改善、羽根車改造等による適正規模の設備容量のポンプの導入、高効率ポンプ、エネルギー消費効率の高いモータの導入、ブロック配水システムの導入	①取水、導水工程における設備 ・ ポンプ設備 ポンプ吸込圧力の有効利用、流量の平準化に伴う管路抵抗の軽減による運転の効率化 ・ 除塵機 運転時間、運転間隔の調整による運転の効率化、上下流の水位差による運転制御 ②送水、配水工程における設備 ・送水、配水施設における末端圧制御、送水系統の流量制御等によるポンプ制御の適正化、漏水防止対策の推進、送水、配水管路の分離による圧力管理の適正化、大・小容量ポンプの組合せによる幅広い需要量への対応、適正な配水池容量の確保による定量送水

6. 計画の進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

地球温暖化対策を推進するために、村長を委員長とする「地球温暖化対策等委員会」（以下、「委員会」という。）を設けます。また、各施設に推進責任者を配置し、取組を着実に推進します。

委員会は地球温暖化対策の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

委員会事務局は、住民生活課長を事務局長とし、住民生活課職員で構成します。事務局は、委員会の運営全般を行います。また、各施設の温暖化対策の進捗状況を把握するとともに、委員会に報告します。

(2) 点検・評価・見直し体制

北中城村事務事業編は、Plan（計画）▶ Do（実行）▶ Check（点検・評価）▶ Action（見直し）の4段階を繰り返すことによって進捗管理を行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、北中城村事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

①毎年のPDCA

北中城村事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して委員会に報告します。委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

②見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（令和11年度（2029年度））に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、令和12年度に北中城村事務事業編の改定を行います。

(3) 進捗状況の公表

北中城村事務事業編の進捗状況は、村の広報紙やホームページ等で毎年公表します。